

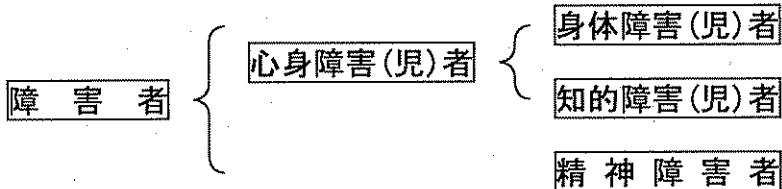
## 障害者について

障害者とは（各法律における定義）

**○障害者基本法**

（定義）

第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と称する。）があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。〔児・者を含む。〕



	身体障害者	知的障害者	精神障害者
根拠法令	身体障害者福祉法（18歳以上）、児童福祉法（18歳未満）	知的障害者福祉法（18歳以上）、児童福祉法（18歳未満）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
定義	身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があり、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者（身体障害者福祉法第4条）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者（法律等では示されていない）	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条）
障害の内容等	視覚障害、聴覚又は平衡感覚の障害、音声機能・言語機能又はそしやく機能の障害、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害）、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害など	適応行動における障害を伴う状態で、それが発達期（概ね18歳）までに現れたもので、概ねIQ（知能指数）70までの者	「定義」に記載の精神疾患を有するため、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者
手帳	身体障害者手帳（1～6級）	療育手帳（A、B）	精神障害者保健福祉手帳（1～3級）
障害の認定と手帳との関係	手帳の交付が身体障害者の前提要件	手帳の交付は任意	手帳の交付は任意

※障害者の状況（H20.3月末日現在の手帳所持者数）

身体障害(児)者	31,328人
知的障害(児)者	4,391人
精神障害者	3,733人
計	39,452人

※自立支援医療により通院に係る公費助成を受けている精神障害者（通院・入院患者）数：10,479人